

売 買 契 約 書

1. 品 名
2. 数 量 1式
3. 契 約 金 額 ￥. - (内 消 費 税 額 ￥. -)
4. 納 入 期 限
5. 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり
6. 契 約 保 証 金 免 除
7. 仕 様 別紙仕様書のとおり

上記について、発注者 国立研究開発法人防災科学技術研究所 契約担当役 理事 を甲とし、物品供給者 を乙とし、次の条項によって売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は、この契約書及び仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって定められた期限までに物品を納入するものとし、甲はこれに対し契約金額を乙に支払うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生ずる債権を譲渡してはならない。但し、甲の承諾を得た場合を除く。

(特許権等の使用)

第3条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用している物品を納入するときは、その納入及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

(行政庁に対する手続)

第4条 乙は、本物品の納入について、行政庁その他に対する必要な手続（特許権等に関するものを含む。）を行うものとする。

(契約金額の変更)

第5条 次の各号に該当する場合は、甲乙協議の上、契約金額を変更することができるものとする。

- (1) 著しい経済情勢、その他乙の責に帰し難い事由により、価格に変動を生じた場合。
- (2) 甲の仕様の変更により、契約金額を増減する必要が生じた場合。

(納入の通知及び検査)

第6条 乙は、本物品を納入するときは、その旨を甲に通知するものとする。

2. 甲は、前項による通知を受けたときは、甲又は甲が検査を行うべきことを命じた職員(以

下「検査員」という。)により、通知を受領した日から10日以内(以下「検査期間」という。)に、仕様書等に指定した方法その他甲の適当と認める方法により検査を行うものとする。但し、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3. 甲は、検査を行うには、予め日時を指定して乙の立ち会いを求めるものとする。この場合において、乙が立ち会わないときは、甲は単独で検査を行いその結果を乙に通知するものとし、乙はこれに対して不服を述べることができない。
4. 乙は、検査員の指示に従い検査に必要な作業等をするものとする。

(値引受領)

第7条 乙が納入した本物品に多少不備の点があっても、甲において使用に支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引して、これを受領することができる。

(物品の引渡し)

第8条 乙は、納入した物品が第6条の検査に合格したときは、甲にその物品の引渡しを遅滞なく行うものとする。

2. 納入した物品の所有権は、第20条の場合を除き、その引渡しと同時に乙から甲に移転するものとする。

(物品の一部引渡し)

第9条 甲は、本物品の一部が納入された場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2. 前項の検査及び引渡しについては、第6条及び第8条の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 甲は、第8条及び第9条の規定による本物品の引渡しを受けた後、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に契約金額を乙に支払うものとする。

2. 甲は、乙から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを乙に返付する。この場合において、その請求書を返付した日から甲が乙に是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙が是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第11条 甲は、約定期間内に契約金額を支払わないときは、乙に対し遅延利息を支払わなければならない。

2. 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて計算するものとし、遅延利息率は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき定められた率とする。但し、乙が契約金額の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
3. 甲が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了し

た日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、又、検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ前項の例に準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第12条 乙は、納入期限までに本物品を納入することができないときは、予め遅滞の理由及び納入可能期日を明示して甲に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2. 甲は、前項の請求に対し支障がないと認めたときは、遅滞金を徴収して延伸を承認するものとする。但し、遅滞が天災地変その他乙の責に帰することのできない事由による場合は遅滞金を徴収しないものとする。

(遅滞金)

第13条 前条第2項の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品を納入する日までの日数に応じ遅滞1日につき契約金額(乙が物品の一部を納入した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部を甲が認めた場合は、この部分に対する金額を控除した額)の千分の一とする。

2. 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日から甲が検査に着手した日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(保証)

第14条 本物品の引渡しの日から1年以内に、乙が納入した物品に瑕疵があることが発見されたときは、乙は甲の指定した日時までに当該物品の瑕疵を補修又は代品を納入するものとする。

(施設等の損害)

第15条 乙は、作業履行にあたり、乙の責に帰する事由により甲の施設、設備等を滅失またはき損したときは、原状に復し、または代替品を納入し、若しくはこれによる損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙から解約の申出があったとき。
- (2) 乙が納入期限までに本物品の引渡しをしないとき又は納入期限までに本物品を納入する見込がないことが明らかなきとき。
- (3) 乙がこの契約に違反し、そのため甲が契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の履行について、乙又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき、又はこれらの者が甲の行う検査を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (5) 乙が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。
- (6) 甲の都合によるとき。

(損害賠償)

第17条 前条第1号から第4号の場合において、乙は、違約金として解約部分に対する契約金額の百分の十に相当する金額を甲に支払わなければならない。但し、第1号又は第2号の場

合において、乙の責に帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

2. 甲は、前条第6号により契約を解除した場合において、乙から解約後30日以内に請求があるときは、甲の確証のあるものに限り、解約部分に対する契約金額の百分の十に相当する金額を超えない限度において、乙の損害を賠償するものとする。

(既済部分の措置)

第18条 第16条の規定により、この契約が解除された場合において、甲は、納入の既済部分について算出した金額（これにより難いときは、甲乙協議して定めた金額）を乙に支払うものとする。

2. 第6条、第8条、第10条及び第11条の規定は、前項の既済部分の検査、引渡し、支払及び遅延利息について準用する。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第19条 乙は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2. 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3. 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(相殺等)

第20条 この契約により甲が乙から徴収すべき遅滞金、違約金の金額がある場合において、甲が当該金額と相殺することのできる債務を乙に対して有するときは、これを相殺することができる。

2. 前項の規定により相殺を行っても、なお甲において徴収すべき金額がある場合又は甲が遅滞金、違約金を徴収する場合において、乙が甲の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、乙は、甲に対し遅延利息を支払わなければならない。但し、徴収すべき金額、遅滞金又は違約金が百円未満の場合はこの限りでない。

3. 第11条第2項の規定は、前項の遅延利息について準用する。なお、同条第2項但し、書

中「乙」とあるものは「甲」と読み替えるものとする。

(権利の帰属)

第21条 本物品に関する一切の権利は、甲の使用権を除き、全て乙に帰属するものとする。(本条は、ソフトウェアの売買契約に適用する。)

(複製、貸与)

第22条 甲は、本物品を複製、又は第三者に貸与等の不正使用をしないものとする。(本条は、ソフトウェアの売買契約に適用する。)

(使用責任)

第23条 甲が本物品を使用したことに起因する損害、利益等の結果に対して、乙はその責任を負わないものとする。(本条は、ソフトウェアの売買契約に適用する。)

(著作権の移転)

第24条 本件プログラムに関する一切の権利(著作権法第27条、第28条に定めるすべての権利を含む。)及び成果物の所有権は、乙の作業が完了し、甲の検査に合格したとき、乙から甲に移転する。但し、成果物中の、乙が作業を実施する以前から存在する著作物(以下「既存著作物」という。)に対する権利は、この限りでない。

(著作人格権の行使)

第25条 乙は、この契約により開発されたプログラムや成果物に関する著作人格権を有する場合においても、甲及び甲指定のものに対してこれを行使しないものとする。

(紛議の解決)

第26条 この契約の履行について、甲乙間に紛議が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

(その他)

第27条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この契約の証として、本契約書式通を作成し、当事者記名捺印の上、甲乙各巻通をそれぞれ保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台3-1
国立研究開発法人
防災科学技術研究所
契約担当役 理事

乙